

定 款

社 会 福 祉 法 人
四天王寺福祉事業団

令和8年7月27日 改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下、「法人」という。）の起源は、推古天皇元年（西暦 593 年）、四天王寺を創建された開祖聖徳太子のご偉業である、四箇院の制（敬田院、悲田院、療病院、施薬院）に始まる。法人は、敬田院の仏教精神に基づく慈悲救済を根幹とする人間育成と共に、「国家の大基 教法の最要」を礎とする悲田院、療病院、施薬院の事業を連綿と継承するものである。

よって、法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

1 第一種社会福祉事業

- (1) 養護老人ホームの経営
- (2) 特別養護老人ホームの経営
- (3) 軽費老人ホームの経営
- (4) 医療型障害児入所施設の経営
- (5) 福祉型障害児入所施設の経営
- (6) 障害者支援施設の経営
- (7) 母子生活支援施設の経営
- (8) 女性自立支援施設の経営

2 第二種社会福祉事業

- (1) 無料低額診療施設の経営
- (2) 老人デイサービス事業の経営
- (3) 老人居宅介護等事業の経営
- (4) 老人介護支援センターの経営
- (5) 老人短期入所事業の経営
- (6) 障害福祉サービス事業の経営
- (7) 障害児通所支援事業の経営
- (8) 地域活動支援センターの経営
- (9) 一般相談支援事業の経営
- (10) 特定相談支援事業の経営
- (11) 障害児相談支援事業の経営
- (12) 移動支援事業の経営
- (13) 保育所の経営
- (14) 児童厚生施設の経営
- (15) 放課後児童健全育成事業の経営
- (16) 一時預かり事業の経営
- (17) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (18) 生計困難者に対する支援相談事業の経営
- (19) 病児保育事業の経営
- (20) 幼保連携型認定こども園の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人四天王寺福祉事業団という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番18号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員10名を置く。

(評議員の資格)

第6条 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者で、この法人の趣旨に賛同する者の中から選任する。評議員は、社会福祉法第40条第4項および第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人とその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の選任および解任)

第7条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事、事務局員、外部委員を含む合計4名の理事会が選任する者で構成する。

3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ賛成することを要する。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員の人数が定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対する報酬は、各年度の総額が100万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事および会計監査人の選任または解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 理事、監事および評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画および収支予算
- (5) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担および権利の放棄）
- (6) 公益事業に関する重要な事項
- (7) 計算書類（貸借対照表および収支計算書）および財産目録の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 社会福祉充実計画の承認
- (12) 合併の承認
- (13) 解散
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数決をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 理事・監事・会計監査人の責任の一部免除
- (4) 解散
- (5) 合併の承認
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数がある定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任する。

- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わること

ができるものに限る。)の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会に議長を置く。議長は、その都度評議員の互選で定める。

2 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

3 議長および評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事録に署名押印しなければならない。

第4章 役員、会計監査人および職員

(役員および会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事9名

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2名を常務理事とする。常務理事は、社会福祉法に規定する業務執行理事を意味する。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員の資格)

第17条 理事および監事は、社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事いずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 理事および監事は、社会福祉法第44条7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)および評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)ならびに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員および会計監査人の選任)

第18条 理事および監事ならびに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところに従ってその職務を遂行する。

2 理事長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事2名は、理事長を補佐し、この法人の業務を対内的に執行する。

4 理事長および常務理事は、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務および権限)

第 21 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書および事業活動計算書）およびこれらの附属明細書と財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧および謄写をし、または理事および職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員および会計監査人の任期）

第 22 条 理事または監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事または監事の人数が定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員および会計監査人の解任）

第 23 条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨および解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員および会計監査人の報酬等）

第 24 条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。ただし、役員の報酬は、この法人の経理状況および勤務実態に応じた適正なものを超えてはならない。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（職員）

第 25 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任および解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務等として定款細則に規定するものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および常務理事の選定および解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、または理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。招集請求のあった日から5日以内に、招集請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合、招集請求をした理事が、理事会を招集することができる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、法令および定款に特別の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に署名押印する。

第6章 資産および会計

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産および公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産および公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第40条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第32条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意および評議員会の承認を得て、大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各

号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 33 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画および収支予算）

第 34 条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意および評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告および決算）

第 35 条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第 3 号から 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表および収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号および第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事、監事および評議員の名簿
 - (4) 理事、監事および評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要を記載した書類

（会計年度）

第 36 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第 37 条 この法人の会計に関しては、法令等およびこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 38 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとする場合で、定款細則に定める理事長の専決事項以外のものについては、理事総数の 3 分の 2 以上の同意および評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第 39 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業
- (2) 通所リハビリテーション事業
- (3) 訪問リハビリテーション事業
- (4) 社会福祉研修事業
- (5) 日中一時支援事業
- (6) 就労訓練事業
- (7) 地域包括支援センター事業
- (8) その他、国および地方公共団体からの委託等の事業
- (9) 前号に準じる公共団体からの委託等の事業

(公益を目的とする事業)

第 41 条 前条の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。うち重要な事項については、これに加えて評議員会の承認を受けなければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 42 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業または公益事業に充てるものとする。

第 8 章 解散および合併

(解散)

第 43 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号および第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 44 条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人、社会福祉事業を行う学校法人、および公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 45 条 合併しようとするときは、評議員会の承認を得て、大阪市長の認可を受けなければならない。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 46 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、社会福祉法人四天王寺福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報または新聞に掲載して行う。

(定款細則)

第 48 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の組織変更当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	出 口 常 順
理 事	坂 本 実 哲
理 事	塚 原 徳 応
理 事	吉 田 秀 映
理 事	鳥 井 信 治 郎
監 事	瀧 藤 準 教
監 事	白 井 朋 吉

附 則

1. 平成 18 年 7 月 11 日付けの定款変更の認可申請に伴い増員された監事 1 名の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。
2. 平成 28 年 12 月 27 日付けの定款変更の認可申請により変更された定款については、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別 表
基本財産（土地）

No.	所在地	筆数	地目	地積(㎡)	摘要
1	大阪府大阪市天王寺区大道1丁目4番22	1	宅地	82.71	四天王寺病院敷地
2	大阪府大阪市天王寺区大道1丁目4番23	1	宅地	83.17	四天王寺病院敷地
3	大阪府大阪市天王寺区大道1丁目4番24	1	宅地	110.47	四天王寺病院敷地
4	大阪府大阪市天王寺区大道1丁目4番25	1	宅地	261.19	四天王寺病院敷地
5	大阪府大阪市天王寺区大道1丁目4番26	1	宅地	151.43	四天王寺病院敷地
6	大阪府大阪市天王寺区上汐5丁目2番1	1	宅地	877.88	四天王寺夕陽丘保育園敷地
7	大阪府大阪市天王寺区上汐5丁目2番7	1	宅地	98.75	四天王寺夕陽丘保育園敷地
8	大阪府枚方市星丘3丁目551番1	1	宅地	2,357.61	四天王寺松風荘敷地
9	大阪府枚方市星丘3丁目551番2	1	宅地	2,036.68	四天王寺松風荘敷地
10	大阪府枚方市星丘3丁目551番9	1	宅地	694.22	四天王寺松風荘敷地
11	大阪府枚方市星丘3丁目663番1	1	雑種地	452	四天王寺松風荘敷地
12	大阪府羽曳野市学園前3丁目167番2	1	宅地	181.81	四天王寺悲田院養護老人ホーム・四天王寺悲田院特別養護老人ホーム・デイサービス敷地
13	大阪府羽曳野市学園前5丁目171番1	1	田	18	四天王寺悲田院養護老人ホーム・四天王寺悲田院特別養護老人ホーム敷地
14	大阪府羽曳野市学園前5丁目171番3	1	田	108	四天王寺福祉事業団敷地
15	大阪府羽曳野市学園前6丁目157番1	1	雑種地	59	四天王寺福祉事業団敷地
16	大阪府羽曳野市学園前6丁目158番1	1	雑種地	1,259	四天王寺福祉事業団敷地
17	大阪府羽曳野市学園前6丁目166番	1	宅地	8,458.56	四天王寺悲田院養護老人ホーム・四天王寺悲田院特別養護老人ホーム・デイサービス敷地
18	大阪府羽曳野市学園前6丁目167番3	1	宅地	1,467.05	四天王寺福祉事業団敷地
19	大阪府羽曳野市学園前6丁目324番92	1	雑種地	76	四天王寺福祉事業団敷地

20	大阪府羽曳野市学園前 6 丁目 754 番 2	1	宅地	1, 502. 99	四天王寺悲田院養護老人ホーム・四天王寺悲田院特別養護老人ホーム敷地
21	大阪府羽曳野市学園前 6 丁目 758 番 1	1	畑	1, 650	四天王寺悲田院児童発達支援センター敷地
22	大阪府羽曳野市学園前 6 丁目 803 番 1	1	雑種地	1, 144	四天王寺福祉事業団敷地
23	大阪府羽曳野市学園前 6 丁目 805 番 1	1	宅地	15, 363. 78	四天王寺悲田院養護老人ホーム・四天王寺悲田院特別養護老人ホーム・四天王寺悲田院こども園敷地
24	大阪府羽曳野市学園前 6 丁目 805 番 2	1	宅地	2, 255. 64	四天王寺悲田院養護老人ホーム・四天王寺悲田院特別養護老人ホーム敷地
25	大阪府南河内郡太子町大字畑 87 番	1	宅地	2, 149. 00	四天王寺太子学園・四天王寺悲田太子乃園敷地
26	大阪府南河内郡太子町大字山田 3552 番	1	宅地	833. 00	四天王寺太子学園敷地
27	大阪府南河内郡太子町大字山田 3553 番	1	宅地	3, 681. 00	四天王寺太子学園・四天王寺悲田太子乃園敷地
28	大阪府南河内郡太子町大字山田 3565 番	1	宅地	1, 080. 00	四天王寺太子学園・四天王寺悲田太子乃園敷地

別表

基本財産（建物）

No.	所在地	家屋番号	構造	延面積(㎡)	摘要
1	大阪府大阪市天王寺区大道1丁目4番地25、4番地22、4番地23、4番地24、4番地26、17番地3	4番25の2	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建	8,673.64	四天王寺病院1棟
2	大阪府大阪市天王寺区上汐5丁目2番地1	2番1	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	689.03	四天王寺夕陽丘保育園 園舎1棟
3	大阪府大阪市天王寺区北山町41番地5	41番5	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建	2,939.57	四天王寺きたやま苑1棟
4	大阪府大阪市天王寺区玉造元町48番地6	48番6	鉄筋コンクリート造陸屋根7階建	5,635.46	四天王寺たまつくり苑1棟
5	大阪府大阪市阿倍野区三好町1丁目5番地1、5番地7、9番地、10番地、11番地1、11番地2	三好町一丁目5番1の1	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1,098.14	四天王寺さんめい苑1棟
6	大阪府大阪市平野区喜連東5丁目135番地2、129番地1、129番地6、129番地7	135番2	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付6階建	4,943.30	四天王寺紅生園 1棟
7	大阪府枚方市星丘3丁目551番地1、551番地2、551番地9、551番地11	551番1	鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき地下1階付2階建	2,291.92	四天王寺松風荘 居室棟
8	同 附属建物 符号1		鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	253.84	寄宿舍
9	同 附属建物 符号2		鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	14.26	電機室
10	大阪府富田林市向陽台1丁目31番地	31番	鉄筋コンクリート造珪鉛メッキ鋼板葺2階建	636.50	四天王寺悲田富田林苑管理棟1棟
11	同 附属建物 符号1		鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	2,164.19	四天王寺悲田富田林苑収容棟1棟
12	大阪府富田林市向陽台1丁目31番地7、31番地3	31番7	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建	4,699.07	四天王寺和らぎ苑 管理・収容棟1棟
13	同 附属建物 符号1		鉄筋コンクリート造珪鉛メッキ鋼板葺平家建	19.41	ポンプ室
14	同 附属建物 符号2		鉄筋コンクリート造珪鉛メッキ鋼板葺平家建	17.40	物置
15	大阪府羽曳野市学園前6丁目166番地、167番地3、805番地2、学園前3丁目167番地2	166番	鉄筋コンクリート造陸屋根7階建	20,571.02	四天王寺悲田院養護老人ホーム、四天王寺悲田院特別養護老人ホーム、デイサービス1棟
16	大阪府羽曳野市学園前6丁目805番地1	805番1の4	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板葺地下2階付1階建	3,048.52	四天王寺悲田院老人ホーム

17	大阪府羽曳野市学園前6丁目758番地1、758番地2	758番1	鉄筋コンクリート造スレート葺2階建	866.15	四天王寺悲田院児童発達支援センター1棟
18	大阪府羽曳野市学園前6丁目805番地1	805番1の5	鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1,369.32	四天王寺悲田院こども園
19	大阪府羽曳野市学園前6丁目805番地1	805番1の2	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付2階建	730.53	四天王寺悲田院研徳田1棟
20	大阪府羽曳野市学園前6丁目805番地1、803番地	805番1	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付2階建	1,354.39	四天王寺悲田院児童発達支援センター1棟
21	大阪府南河内郡太子町大字山田3553番地、太子町大字畑87番地	3553番	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	2,035.87	四天王寺悲田太子乃園1棟
22	同 附属建物 符号1		コンクリートブロック造陸屋根平家建	10.00	物置
23	大阪府南河内郡太子町大字畑87番地、大字山田3552番地、3553番地	87番	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付平家建	1,590.04	四天王寺太子学園1棟
24	同 附属建物 符号1		鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	232.10	職員宿舎
25	同 附属建物 符号3		コンクリートブロック造スレート葺平家建	16.17	便所
26	同 附属建物 符号4		鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	14.45	ポンプ室
27	同 附属建物 符号5		コンクリートブロック造スレート葺平家建	6.82	ガスボンベ室
28	大阪府南河内郡太子町大字畑87番地	87番の2	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	581.71	四天王寺太子学園
29	大阪府八尾市大字恩智1098番地、1051番地1、1093番地、1094番地、1097番地、1099番地、1100番地、1101番地	1098番	鉄筋コンクリート造陸屋根・銅板ぶき2階建	2539.51	四天王寺大畑山苑1棟